

居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書等の取扱いについて

令和5年9月1日

加西市健康福祉部長寿介護課

1. 居宅サービス計画作成依頼、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼、居宅（介護予防）サービス計画作成依頼の届出とは

介護保険サービスの費用の支払いを償還払いによる手続ではなく、代理受領（本人からは所得に応じて費用の1割から3割のみを受領し、残額を事業者から介護保険へ請求する方法）の手続により行うために必要な届出であり、サービス利用開始までに被保険者証を添付して提出する必要があります。

この届出は、通常、被保険者が届け出るものですが、被保険者から委任を受けた方又は計画作成事業者が提出することも可能です。

2. 届出書の記入に係る注意事項

■ 区分

該当する区分に○を記入してください。

- ・ 新規 … 新規にケアプラン作成を依頼する場合
- ・ 変更 … 本人の希望などにより、現在の居宅介護支援事業所等から別の居宅介護支援事業所等に変更する場合

■ 認定状況

該当する状況に○を記入してください。

- ・ 認定済 … 認定済み（申請中だが、申請以前の確定した認定に対する届出の場合を含む）の場合
- ・ 申請中 … 要介護認定等申請中で、未確定な認定に対する届出の場合

■ 事業所番号

介護保険事業所番号を記入してください。

■ サービス開始（変更）年月日

当該事業者から居宅介護支援等を受け始める日を記入又は空欄で提出してください。

■ 変更理由等

本人の都合等により事業所を変更するときは、その理由を記入してください。

また、届出日を遡及する必要がある場合等、届出日＝有効開始日として扱うことに不都合がある場合には、その理由を記入してください。

■ 利用開始月における居宅サービス等利用の有無（（看護）小規模多機能型居宅介護に係る届出のみ）

（看護）小規模多機能型居宅介護のサービスを開始する月において、開始前に居宅サービス計画等に基づく居宅サービスを利用していた場合には、「居宅サービス等の利用あり」にチェックしてください。ただし、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所から他の（看護）小規模多機能型居宅介護事業所に変更となる場合には、開始前の居宅サービスの利用に関わらず、「居宅サービス等の利用なし」にチェックしてください。

■ 本人署名欄

日付は、本人署名欄に記入した日又は当該事業者から居宅介護支援等を受け始める日等、適切な日付を記入してください。

原則、被保険者本人の自署が必要です。氏名の記入にあつては、その表記は漢字に限定せず、ひらがな等による記入も可とし、氏名が判別できる範囲においては同意があったものとみなします。

被保険者本人の身体の状態等により、本人が自署できない場合は、親族等による代筆が可能です。代筆の場合は、代筆者が日付、被保険者氏名、代筆者氏名、続柄を記入することになります。

本人による自署及び親族等による代筆が不可能な場合は、個別に対応を検討しますので、事前にご相談ください。

■ 届出者欄

被保険者の委任に基づいて届出をする場合の届出者を記入してください。居宅サービス計画等の作成を依頼された事業者が提出するときは、名称欄に記載した「～を依頼する事業者と同じ」等該当するものにチェックし、その他の届出者欄の記入は不要とします。

3. 介護保険被保険者証の添付

要介護認定等申請中の場合を除き、介護保険被保険者証は必ず添付してください。要介護認定等の新規申請時と比較すると、被保険者証を紛失していることは少ないと思われます。

4. 本人確認

当該届出書の提出を委任された事業者であることを確認するため、本人確認を行います。事業者及びその職員であることを証する書類を確認することが望まれるため、所属の分かる顔写真付きの職員証であれば1点、顔写真のない職員証の場合は職員証及び顔写真付きの身分証明書の2点の確認が想定されます。

5. 届出書の届出日と有効開始日との関係

これらの届出書は、サービス利用開始までに被保険者証を添付して提出してください。

届出書を窓口で提出した日が届出日となり、被保険者証の届出年月日に記載されます。届出書を窓口で提出した日とは別の日を届出日とすることは、原則いたしません。届出書を郵送した場合は、届出書が配達され、受理した日を届出日とします。市外、県外や緊急時など、届出日が受理日となることに不都合がある場合は、必ず事前にご相談ください。

当市では、原則、届出日＝届出年月日＝有効開始日として取り扱います。この有効開始日が国保連に通知されることとなります。

ただし、下記の場合は例外的に取扱いますので、届出書の「サービス開始（変更）年月日」に適切な日付を、「変更理由等」に具体的な理由を記入するとともに、届出時にその旨を申し出てください。

■ サービス開始（変更）年月日＝有効開始日として取り扱う場合

- ・ 計画作成等を依頼する事業所を変更し、届出日が属する月の翌月から居宅サービスを利用する場合
※ 届出日が属する月に居宅サービスの利用がない場合は、届出日＝有効開始日で問題ありません

ん。

(変更理由(例) … 翌月から事業所を変更するため。)

- ・ 事業対象者が要介護認定の判定を受けた場合で、認定申請日から介護給付のサービスを受けるまでの期間を事業対象者として取り扱う場合

(変更理由(例) … 介護給付のサービスを受ける日まで、事業対象者として取り扱うため。)

サービス開始(変更)年月日には必ず届出日以降の日付を記入してください。届出日以前の日付が記入されている場合は、原則どおり、届出日を有効開始日として取り扱います。

これらの場合でも、被保険者証に印字される届出年月日は、サービス開始(変更)年月日ではなく、実際の届出日になります。

■ 届出日をサービス開始(変更)年月日に遡及して取り扱う場合

- ・ 転入してすぐにサービスを利用する場合は、転入日まで遡及します。

※ ただし、可能な限り速やかに提出してください。

(開始理由(例) … 転入当日からサービスを利用しているため。)

- ・ 暫定ケアプランによるサービスを利用したときに、遡及して取り扱う場合があります。詳細は、下記のとおりです。

(開始理由(例) … ○○申請中に暫定ケアプランによりサービスを利用していたが、想定と異なる認定結果となったため。)

<暫定ケアプランによるサービスを利用する場合>

① 認定区分(要介護又は要支援)が明確な場合

暫定ケアプランによるサービス利用開始前に、想定される認定区分に応じた届出書を提出してください。認定結果確定後、届出書の提出日を届出日として取り扱います。

② 認定区分が不明確な場合

居宅介護支援事業所と介護予防支援事業所等(又は介護予防支援等を受託する居宅介護支援事業所)とが密に連携し、それぞれの認定区分の届出書を、暫定ケアプランによるサービス利用開始前に提出してください。

認定結果確定後、認定区分に応じた届出書を有効とし、有効な届出書の提出日を届出日として取り扱います。届出書のサービス開始(変更)年月日に、該当の日付を記入し、提出してください。無効とした届出書は、市で適切に廃棄します。

③ 想定される認定区分に応じた届出書を提出していたが、認定結果が異なる認定区分となった場合

○ 要介護の認定を想定していたが、要支援の認定となったとき

- ・ 居宅介護支援事業所が一部委託を受けて介護予防支援等を行うことが可能で、なおかつその事実を介護予防支援事業所等が確認し、一部委託の承認ができる場合
- ・ あらかじめ居宅介護支援事業所と介護予防支援事業所等が連携をとっており、認定結果確定後

速やかに引き継ぎを行うことが可能な場合

上記の場合には、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書のサービス開始（変更）年月日に、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出日を記入し、認定日から2週間以内に、速やかに提出してください。居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出日を届出日として遡及します。

○ 要支援の認定を想定していたが、要介護の認定となったとき

- ・ 介護予防支援事業所等の一部委託を受けて居宅介護支援事業所が介護予防支援等を行っており、当該居宅介護支援事業所が居宅介護支援を引き継ぐ場合
- ・ あらかじめ介護予防支援事業所等と居宅介護支援事業所が連携をとっており、認定結果確定後速やかに引き継ぎを行うことが可能な場合

上記の場合には居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書のサービス開始（変更）年月日に、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書の提出日を記入し、認定日から2週間以内に、速やかに提出してください。居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出日を届出日として遡及します。

④ 居宅介護支援又は介護予防支援を既に行っており、継続して暫定ケアプランによるサービスを利用していたが、認定結果が異なる認定区分となった場合

基本的な考え方は③に準じて取り扱います。ただしこの場合には、届出書のサービス開始（変更）年月日に、新たな認定区分の認定有効期間開始日を記入し、認定日から2週間以内に、速やかに提出してください。新たな認定区分の認定有効期間開始日を届出日として遡及します。

⑤ 上記③、④の取扱いができず、自己作成扱いとする場合

速やかに居宅（介護予防）サービス計画自己作成届出書（暫定ケアプラン、サービス利用票及びサービス利用票別表を添付してください。）を提出してください。状況に応じ、開始（変更）年月日を届出日として遡及します。

当該被保険者のサービス利用については、介護予防支援事業所等又は居宅介護支援事業所の支援に基づく自己作成が行われたものとみなし、市が給付管理を行います。

※ サービス利用開始までに必要な届出をしていない場合は、本来は償還払いになります。やむを得ない事情により届出書を提出できない場合は、必ず事前にご相談ください。

※ 届出情報は、月末時点でのデータが国保連に通知されます。届出日を遡及する場合でも、国保連への通知は遡及できませんので、請求の際にはご注意ください。

6. 有効終了日

居宅サービス計画作成等の依頼に関し、終了の届出を求めていることから、実際には事業者と本人との契約が切れた場合でも、市で把握する届出情報は有効なまま残ることになります。

ただし、次の場合には、有効終了日を設定することになります。

① 新たな事業者からの届出を受理した場合

→新たな事業所の有効開始日の前日を、前事業所の有効終了日とします。

② 認定申請の結果、認定区分が変更になった場合

→新たな認定の有効期間開始日の前日を、有効終了日とします。

③ 過去に届出を行った際の契約は終了したが、新たに契約し、再度届出する場合

→新たな届出の有効開始日の前日を、過去の届出の有効終了日とします。

上記③の場合は、前後で事業所が変わらないことが想定されますが、本来は契約に基づく届出であることから、新たに契約を結ぶ際には、過去に届出しているか否かに関わらず、必ず届け出てください。

届出書の提出もれにより、届出がない場合は、通常、償還払いとなってしまいます。償還払いになると、一時的ではあっても利用者に大きな負担がかかり、介護保険への不信感を与えてしまいます。契約→届出→計画作成→サービス利用開始の流れを念頭に置き、滞りなく届出が行われるよう、適切な支援をお願いします。